

一般廃棄物処理施設維持管理記録簿

【原最終処分場】

令和3年度

1. 埋め立てた一般廃棄物の種類及び数量

[規4条の5の2第4号イ、規4条の7第4号イ]

種類	(単位)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
一般廃棄物	その他	(m ³)												
	合計													

2. 施設の点検

[規4条の5の2第4号ロ、ハ、ヘ、ト、チ 規4条の7第4号ロ、ハ、ヘ、ト、チ]

項目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
擁壁の点検	点検を行った日	4/27	5/31	6/29	7/27	8/30	9/27	10/25	11/29	12/28	1/31	2/28	3/29	
	点検結果	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	
	損壊する恐れがある場合の措置	措置を講じた日	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		措置の内容	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
遮水シートの点検	点検を行った日	4/27	5/31	6/29	7/27	8/30	9/27	10/25	11/29	12/28	1/31	2/28	3/29	
	点検結果	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	
	損壊する恐れがある場合の措置	措置を講じた日	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		措置の内容	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
調整池の点検	点検を行った日	4/27	5/31	6/29	7/27	8/30	9/27	10/25	11/29	12/28	1/31	2/28	3/29	
	点検結果	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	
	損壊する恐れがある場合の措置	措置を講じた日	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		措置の内容	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
浸出水処理施設の機能点検	点検を行った日	4/26	5/31	6/28	7/28	8/30	9/28	10/26	11/30	12/27	1/24	2/22	3/28	
	点検結果	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	
	損壊する恐れがある場合の措置	措置を講じた日	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		措置の内容	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
防凍措置状況の点検	点検を行った日	4/26	5/31	6/28	7/28	8/30	9/28	10/26	11/30	12/27	1/24	2/22	3/28	
	点検結果	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	
	損壊する恐れがある場合の措置	措置を講じた日	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		措置の内容	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 水質検査の実施状況（採水地点は、別紙 採取地点 参照）

[規4条の5の2第4号ニ及びホ、規4条の7第4号ニ及びホ]

項 目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
地下水の水質検査 ※詳細別紙1	採取を行った日	4/15	5/18	6/7	7/14	8/2	9/15	10/4	11/1	12/6	1/11	2/7	3/7	
	結果が得られた日	4/26	5/31	6/22	8/31	8/31	10/15	10/18	11/12	12/15	1/25	2/18	3/18	
	検査結果	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	
	異常が認められた場合の措置	措置を講じた日	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		措置の内容	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地下水のダイオキシン類 検査(1回/年) ※詳細別紙1	採取を行った日				7/14									
	結果が得られた日				8/31									
	検査結果				異常なし									
	異常が認められた場合の措置	措置を講じた日				—								
		措置の内容				—								
放流水の水質検査 ※詳細別紙2	採取を行った日	4/15	5/18	6/7	7/14	8/2	9/15	10/4	11/1	12/6	1/11	2/7	3/7	
	結果が得られた日	4/26	5/31	6/22	8/31	8/31	10/15	10/18	11/12	12/15	1/25	2/18	3/18	
	検査結果	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	
	異常が認められた場合の措置	措置を講じた日	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		措置の内容	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
放流水のダイオキシン類 検査(1回/年) ※詳細別紙2	採取を行った日				7/14									
	結果が得られた日				8/31									
	検査結果				異常なし									
	異常が認められた場合の措置	措置を講じた日				—								
		措置の内容				—								

4. 最終処分場残余容量

[規4条の5の2第4号リ、規4条の7第4号リ]

測定日	令和4年3月31日
残余容量(m ³)	52

別紙1

地下水の水質検査結果

No.	項目	単位	基準値	測定頻度	検査結果																							
					4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月	
					上流	下流	上流	下流	上流	下流	上流	下流	上流	下流	上流	下流	上流	下流	上流	下流	上流	下流	上流	下流	上流	下流	上流	下流
1	電気伝導率	mS/m	—	月1回	4.7	36	4.1	30	4.1	31	5.0	29	5.5	42	4.4	36	5.3	40	6.3	40	4.0	29	4.4	27	4.4	27	4.1	27
2	塩化物イオン	mg/l	—	月1回	12	51	11	43	10	40	13	41	13	57	12	51	16	38	14	50	9	31	13	30	12	33	12	31
3	カドミウム	mg/l	0.003以下	年1回							<0.0003	<0.0003																
4	全シアン	mg/l	検出されないこと	〃							不検出	不検出																
5	鉛	mg/l	0.01以下	〃							<0.005	<0.005																
6	六価クロム	mg/l	0.05以下	〃							<0.01	<0.01																
7	砒素	mg/l	0.01以下	〃							<0.005	<0.005																
8	総水銀	mg/l	0.0005以下	〃							<0.0005	<0.0005																
9	アルキル水銀	mg/l	検出されないこと	〃							不検出	不検出																
10	PCB	mg/l	検出されないこと	〃							不検出	不検出																
11	トリクロロエチレン	mg/l	0.01以下	〃							<0.001	<0.001																
12	テトラクロロエチレン	mg/l	0.01以下	〃							<0.0005	<0.0005																
13	ジクロロメタン	mg/l	0.02以下	〃							<0.002	<0.002																
14	四塩化炭素	mg/l	0.002以下	〃							<0.0002	<0.0002																
15	1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.004以下	〃							<0.0004	<0.0004																
16	1,1-ジクロロエチレン	mg/l	0.1以下	〃							<0.002	<0.002																
17	1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.04以下	〃							<0.004	<0.004																
18	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	1以下	〃							<0.0005	<0.0005																
19	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	0.006以下	〃							<0.0006	<0.0006																
20	1,3-ジクロロプロペン	mg/l	0.002以下	〃							<0.0002	<0.0002																
21	チウラム	mg/l	0.006以下	〃							<0.0006	<0.0006																
22	シマジン	mg/l	0.003以下	〃							<0.0003	<0.0003																
23	チオベンカルブ	mg/l	0.02以下	〃							<0.002	<0.002																
24	ベンゼン	mg/l	0.01以下	〃							<0.001	<0.001																
25	セレン	mg/l	0.01以下	〃							<0.002	<0.002																
26	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/l	10以下	〃							0.31	1.60																
27	ふっ素	mg/l	0.8以下	〃							<0.05	<0.05																
28	ほう素	mg/l	1以下	〃							<0.1	<0.1																
29	1,4-ジオキサン	mg/l	0.05以下	〃							<0.005	<0.005																
30	クロロエチレン	mg/l	0.002以下	〃							<0.0002	<0.0002																
31	ダイオキシン類	Pg-TEQ/L	—	〃							0.23	0.058																
32	化学的酸素要求量	mg/l	—	〃							1.9	1.6																
33	浮遊物質	mg/l	—	〃							5	<1																

備考 基準値とは地下水の水質汚濁に係る環境基準値。
全シアンの不検出とは、0.05mg/l未満を示す。
アルキル水銀の不検出とは、0.0005mg/l未満を示す。
PCBの不検出とは、0.0005mg/l未満を示す。

別紙2

放流水の水質検査結果

No.	項目	単位	基準値	測定頻度	検査結果											
					4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	水素イオン濃度 (水温)	— ℃	5.8～8.6 —	月1回 "	7.1 (19)	7.3 (19)	7.3 (22)	7.6 (21)	7.1 (22)	7.4 (21)	7.3 (22)	7.4 (21)	8.0 (18)	7.9 (19)	7.3 (19)	7.7 (19)
2	浮遊物質	mg/l	60以下	"	2	3	2	3	4	2	3	2	1	<1	2	2
3	生物学的酸素要求量	mg/l	60以下	"	1.6	5.4	5.2	5.2	1.7	1.8	7.0	2.9	5.2	3.0	1.4	2.2
4	化学的酸素要求量	mg/l	90以下	"	13	13	14	16	12	14	13	13	15	14	13	14
5	窒素含有量	mg/l	120以下	"	24	17	16	16	18	15	17	22	20	22	23	17
6	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類)	mg/l	5以下	年1回				<0.5								
7	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類)	mg/l	30以下	"				<0.5								
8	フェノール類含有量	mg/l	5以下	"				<0.5								
9	銅含有量	mg/l	3以下	"				0.02								
10	亜鉛含有量	mg/l	2以下	"				0.03								
11	溶解性鉄含有量	mg/l	10以下	"				<0.01								
12	溶解性マンガン含有量	mg/l	10以下	"				0.22								
13	クロム含有量	mg/l	2以下	"				0.03								
14	大腸菌数	個/cm ³	3000以下	"				240								
15	燐含有量	mg/l	16以下	"				0.014								
16	カドミウム及びその化合物	mg/l	0.03以下	"				<0.001								
17	シアン化合物	mg/l	1以下	"				<0.05								
18	有機燐化合物	mg/l	1以下	"				<0.1								
19	鉛及びその化合物	mg/l	0.1以下	"				<0.005								
20	六価クロム化合物	mg/l	0.5以下	"				0.04								
21	砒素及びその化合物	mg/l	0.1以下	"				<0.005								
22	水銀及びその化合物	mg/l	0.005以下	"				<0.0005								
23	アルキル水銀化合物	mg/l	検出されないこと	"				不検出								
24	PCB	mg/l	0.003以下	"				<0.0005								
25	トリクロロエチレン	mg/l	0.1以下	"				<0.001								
26	テトラクロロエチレン	mg/l	0.1以下	"				<0.0005								
27	ジクロロメタン	mg/l	0.2以下	"				<0.002								
28	四塩化炭素	mg/l	0.02以下	"				<0.0002								
29	1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.04以下	"				0.0004								
30	1,1-ジクロロエチレン	mg/l	1以下	"				<0.002								
31	シス1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.4以下	"				<0.004								
32	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	3以下	"				<0.0005								
33	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	0.06以下	"				<0.0006								
34	1,3-ジクロロプロペン	mg/l	0.02以下	"				<0.0002								
35	チウラム	mg/l	0.06以下	"				<0.0006								
36	シマジン	mg/l	0.03以下	"				<0.0003								
37	チオベンカルブ	mg/l	0.2以下	"				<0.002								
38	ベンゼン	mg/l	0.1以下	"				<0.001								
39	セレン及びその化合物	mg/l	0.1以下	"				<0.002								
40	ほう素及びその化合物	mg/l	50以下	"				0.3								
41	ふっ素及びその化合物	mg/l	15以下	"				0.09								
42	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/l	200以下	"				11								
43	1,4-ジオキサン	mg/l	0.5以下	"				<0.005								
44	ダイオキシン類	Pg-TEQ/L	10	"												

備考 基準値とは一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令。
アルキル水銀化合物の不検出とは、0.0005mg/l未満を示す。